

# 都市における緑の保全と創出

都市・地域整備局 公園緑地・景観課

都市の緑は、私達の生活に欠かせない存在として、うるおいのある生活環境の形成、レクリエーション空間の提供、野生生物の生息・生育空間の形成、防災性の向上などさまざまな機能を有しています。これらのニーズに加え、近年は、地球温暖化や生物多様性など地球規模の環境問題が顕在化しており、都市の範囲を超えた地球環境問題にも対応していく必要があります。より多様な主体の参画が不可欠となっています。

また、農地や林地は開発が進む中で大きく減少し、また人口減少時代に入っているにも関わらず依然として都市の緑は失われていく傾向にあります。このため、都市公園などの整備だけでなく、緑地の保全、民有地、公有地の緑化の推進などを含めた都市の緑とオープンスペースに関する総合的な政策運営が必要となっています。

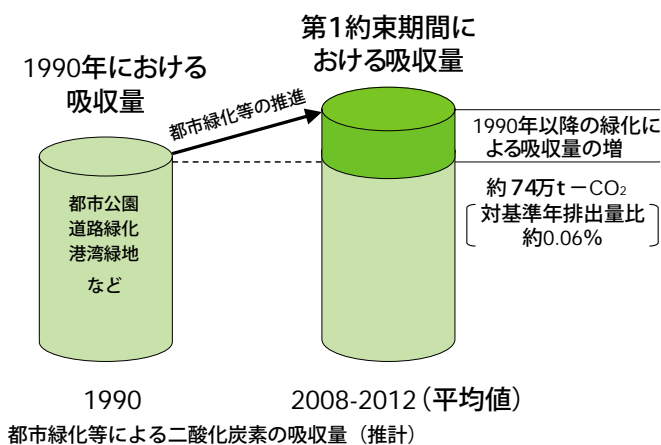
ここでは、地球環境問題に対して都市における緑が果たす役割とあわせて、

より民間の力を活用するために「さまざまな主体」という観点からの都市の緑に関する取組みを紹介します。

## 地球温暖化対策

地球温暖化の問題は、人間の各種活動に伴って二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し、地表や大気の色度が上昇することにより人間や生態系に悪影響を及ぼすことであり、我が国だけでなく世界的にも最も重要な環境問題のひとつとなっています。

樹木などの植物は、光合成により、大気中から吸収する二酸化炭素と土壌から吸収する水分から有機物を作り出し、酸素を放出しています。この際、植物は吸収した二酸化炭素を有機体として体内に蓄積したり固定することで成長していきます。すなわち都市においても緑が増え、成長するということが、排出された温室効果ガスを減らすことにつながるのです。



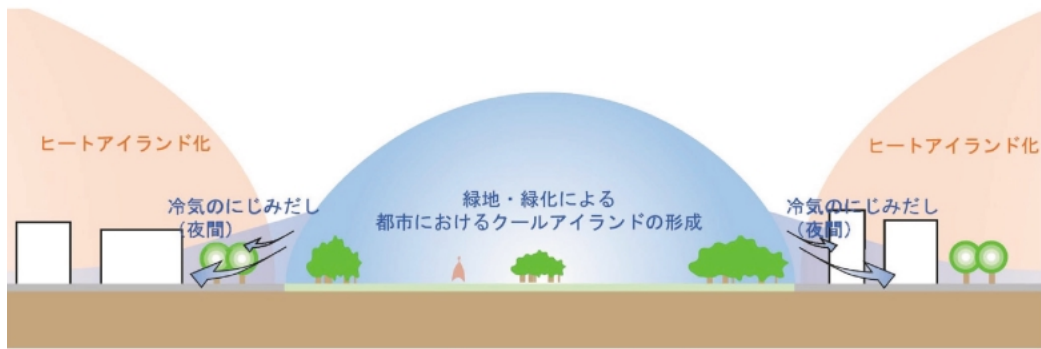
我が国は地球温暖化問題に対応する「気候変動枠組条約」の下、その実効性確保のために締結された京都議定書において条約事務局に温室効果ガス吸収量を計上、報告することとされています。京都議定書において、我が国は1990年の総排出量比で温室効果ガスの6%削減が義務づけられています。そのうち森林での吸収量を最大3・8%と見込んでいたのに対し、「植生回復」に位置づけられる「都市緑化等」は、森林によるものとは別枠で吸収量

が計上できることとされています。

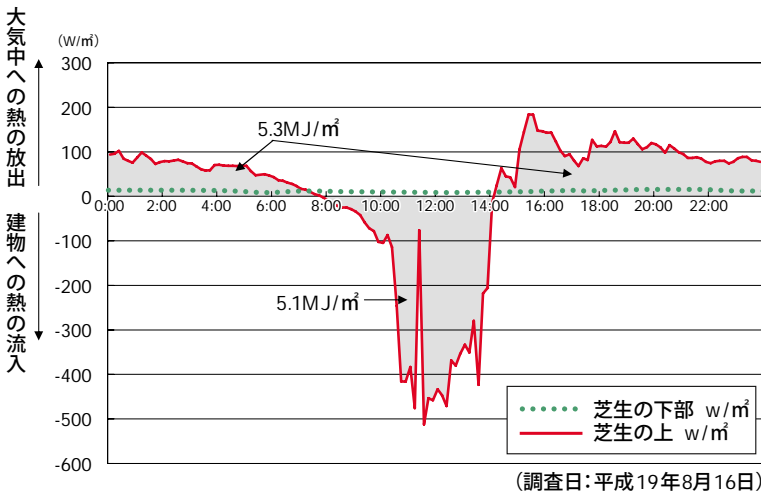
我が国は「植生回復」を「1990年以降、開発地において公園緑地や公共空地、または行政により担保可能な民有緑地を新規に整備する活動」と解釈、定義しています。6%削減の約束を確実に達成するために定めた京都議定書目標達成計画においても、「都市緑化等」は「国民にとって、最も日常生活に身近な吸収源対策であり、その推進は、実際の吸収源対策としての効果はもとより、地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果を発揮するもの」と位置づけられています。また、都市緑化等によるCO<sub>2</sub>吸収量として、第1約束期間中央の2010年度に約74万t（その内訳は、都市公園が約5割、道路緑地が約4割であり、1990年総排出量の0・06%を占める）が位置づけられています。これは我が国が求められている温室効果ガスの6%削減量の100分の1に寄与することを意味しており、さらなる緑化を推進する必要があります。

## ヒートアイランド現象の緩和

ヒートアイランド現象は、都市の中心部の気温がその周辺と比べ島状に高



クールアイランドの形成と冷気のにじみだし



(調査日:平成19年8月16日)

屋上庭園における夏期の熱流入量の変化

くなる現象であり、都市における大気環境問題のひとつとなつています。この現象は、因果関係が複雑に絡み合っており、対策に関する各種の施策を相互に連携させ、体系立てて実施していく必要があるため、平成16年に関係府省連絡会議が「ヒートアイランド対策大綱」を定めています。

その対策の中では、緑化の推進などにより「地表面被覆の改善」を図ること、水と緑のネットワーク形成や、長期的にはコンパクトで環境負荷の少な

い都市の構築を推進し「都市形態の改善」を図ることなどが掲げられています。

国土交通省が設置している屋上庭園において1日を通した熱の流入出を調べた結果、タイルで覆われた屋上部分では1㎡あたり5・1MJ\*の建物への熱流入が見られ、これら昼間に蓄積した熱が夜間に大気中へ放出されることが夜も大気温度が下がらない原因のひとつとされています。他方、芝生で覆われた屋上の下では、建物への熱流入があまり見られません。この調査結果は、屋上緑化を推進することがヒートアイランド現象の緩和に貢献していることを表していると言えます。

\* 1MJ(メガジュール) = 10<sup>6</sup>ジュール = 10<sup>6</sup>ワット秒

### 生物多様性への対応

生物多様性とは、「生物多様性条約」において、すべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

昨年11月に決定された第3次生物多様性国家戦略における都市地域の対策は、緑の基本計画などに即して、都市

の形態や自然的環境の様態に応じ、総合的かつ体系的な施策の実施を推進すること、水と緑のネットワークの形成を推進する必要性が示されています。また、質の維持・向上を図るために適切な管理に向けた取組みや多様な主体の参画による取組みの重要性が示されています。

都市における限られた緑も、さまざまな空間でネットワークとしてつながることにより、生物にとっての生息生育場所になります。2010年には名古屋市において第10回の生物多様性条約締結国会議の開催が決定されており、我が国としても積極的な取組みが国際的にも求められています。

### 屋上緑化の普及

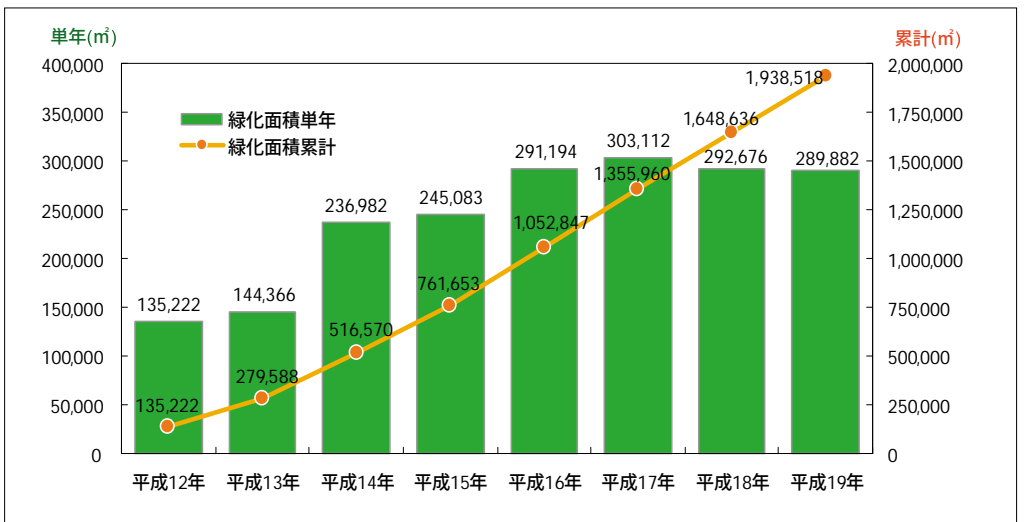
屋上緑化や壁面緑化は、地方公共団体が独自に建物の建築時に一定の緑化を義務づける条例や緑化を支援する制度の普及・技術開発に伴って、近年その面積を大幅に増やしてきています。また、都市の限られた空間を活用し、身近な自然環境の創出やうるおいのある都市空間の形成といった幅広い観点からも注目されています。

国土交通省における屋上緑化は平成



霞が関中央合同庁舎3号館屋上庭園

12年度に、霞が関の中央合同庁舎3号館で行ったのが始まりです。当初の設置目的は、屋上緑化の普及推進や特殊空間緑化に関する技術展示や各種調査検討であり、その後、霞が関の庁舎でも積極的な屋上緑化の整備を進め、これまで約1万4500㎡が整備されて



屋上緑化の施工面積の推移（全国）

います（平成20年3月末現在）。

### 緑化施設整備計画認定制度と緑化地域

オフィス街などの緑地が少なく緑化を推進する必要性が特に高い既存市街地などでは、一般に新たに緑化を行うスペースが少なくなっています。平成



認定緑化施設整備計画（なんばパークス・大阪市）

13年に「都市緑地法」改正で創設された「緑化施設整備計画認定制度」は、市町村がこれから緑化を進めていこうと決めた緑化重点地区や緑化地域内において、限られたスペースを効果的に活用し民間による自発的な緑化の取組みを促進させるため、建築物の屋上や

空地、その他の敷地内の良好な緑化施設の整備に関する計画を市町村が認定し、支援する制度となっております。これまで22件が認定されています。

また、平成16年の「都市緑地法」改正で創設された「緑化地域制度」は、必要な緑を確保するため、建築物の新



平成19年度「緑の都市賞」国土交通大臣賞受賞 (株)三井不動産・東京ミッドタウン

築などを行う際に緑を増やすことを義務づける地区を都市計画で定める制度になっていきます。本特集でも紹介する名古屋市が全国に先駆けて指定を行うことになりました(16ページ参照)。

### 企業による取組み

企業自らが社会貢献活動を進めている中で、緑に関しての社会貢献活動に取り組む例も出てきています。しかしながら、緑に関する活動は時間がかかることなどから一般にはあまり知られ

ていません。このため、民間所有の土地で行われる緑地の保全や創出活動を評価、認証するため、「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES) (シージェス) : Social Environmental Green Evaluation System」という仕組みが開発されています(12ページ参照)。

### 普及啓発活動

緑豊かなまちづくり、地域づくりを推進するためには、国民1人1人が緑の保全や創出に関する意識を高めるこ

とが重要で、そのためにも情報発信を積極的に進めていく必要があります。

4月から6月は「春季における都市緑化推進運動」、10月は「都市緑化月間」として、国民が参加しやすい形でさまざまな緑化運動を行っています。具体的には、全国「みどりの愛護」のつどいは今年度より国営公園だけでなく、地方公共団体の主要な都市公園で

開催されることとなり、山口県維新百年記念公園で催されました。また、全国都市緑化フェアは、地方公共団体と(財)都市緑化基金が主催し、都市緑化意識の高揚や知識の普及を行う催しですが、今年度は群馬県前橋公園や高崎公園などを会場とし、地域の活性化にも役立てることもできました。

また、緑化の推進に関しては、先進的な取組みの評価や紹介を行うために「緑の都市賞」「都市公園コンクール」「屋上・壁面・特殊緑化技術コンクール」「みどりの愛護」功労者表彰」など各分野での顕彰制度を推進しているところ です。

### 今後の取組み

国、地方とも厳しい財政状況の中で、公共事業費は削減が続いていますが、

緑を保全・創出する取組みに対する国民の期待は高まっており、限られた財源で、なお一層、総合的かつ効率的効果的な取組みを図っていくことが必要です。このためにも、国や地方公共団体の取組みだけでなく、より一層の国民の理解と協力の下、今後の幅広い政策の企画・立案推進などに取り組む必要があります。

都市における緑の保全・創出については公共が行うべき部分と、民間の力を活用することが望ましい場合とさまざまであり、多様な主体が参加、連携することで、幅広く展開していく必要があります。平成16年に、美しい国づくりを推進するための通称「景観緑三法」の中で改正がなされた「都市公園法」や「都市緑地法」においても、緑地保全地域や緑化地域などの地域地区の創設や公園施設の設置・管理主体の柔軟化、立休都市公園の制度化など多くが民間の力をより活用するための制度改正でした。これら制度の活用主体は地方公共団体ですが、より一層の制度活用のためには、その趣旨が十分に伝わるよう情報提供などを積極的に進めるとともに、今後は省CO<sub>2</sub>やコンパクトシティの推進など新しい課題にも的確に対応していく必要があります。